

投資情報

中国税関登記企業に対する新しい信用等級制度

「税関企業信用管理暫定弁法」(税関総署第 225 号、以下“同暫定弁法”と省略)が 12 月 1 日より施行され、2011 年 1 月 1 日施行の「企業分類管理弁法」(税関総署第 197 号、以下“旧管理弁法”)は廃止されました。同暫定弁法の施行により、税関による税関登記企業の登記、行政処罰情報のインターネット上での公示が実施されることになるとともに、これまでの税関登記企業に対する信用等級認定基準が改正されました¹。

1. 同暫定弁法及び関連公告の概要

同暫定弁法では、税関が収集・公示する企業の信用情報、企業信用状況認定の基準・プロセス及び各信用等級別の管理の方針・措置等が規定されています。前半部分では、税関が企業の関連情報を収集し、企業信用情報管理システムを構築すべき旨が明記されており、今後これに従いインターネットによる情報公示が進められます。後半部分の信用等級認定基準及び等級別の管理方針・措置は、原則的には従前の方向性を踏襲していますが、最上位の等級に認定された税関登記企業に対する管理措置として AEO 相互承認² 国家の通関利便措置が盛り込まれる等、税関業務の国際化が図られています。

現時点における関連公告は下表のとおりで、全て 2014 年 12 月 1 日より施行されています。

公告	主な内容
「税関企業信用管理暫定弁法」の実施関連事項に関する公告 (税関総署公告 2014 年第 81 号、以下“81 号公告”)	・新等級への移管方法、企業信用情報の公示項目等を規定
「税関認証企業基準」の公布に関する公告 (税関総署公告 2014 年第 82 号、以下“82 号公告”)	・企業の認証基準を詳細に規定
「税関企業信用管理暫定弁法」関連法律文書書式に関する公告 (税関総署公告 2014 年第 75 号、以下“75 号公告”)	・同暫定弁法に関連する各種書式を規定

2. 税関企業信用情報の公示

同暫定弁法及び 81 号公告によると、税関は“中国税関企業輸出入信用情報公示プラットフォーム”(以下“同プラットフォーム”と省略)を立ち上げ、インターネット上で企業別に名称、法定代表者等の情報を公示する必

¹ 税関は税関登記企業に対し、企業信用等級別に、主に通関手続きの利便性や加工貿易における保証金台帳制度の適用について、異なる管理措置を適用する。

² AEO は Authorized Economic Operator の略称。国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化を目的とし、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度で、AEO 制度を有する 2 国間で、それぞれの AEO 制度(AEO 事業者)を相互に承認することにより、2 国間物流におけるセキュリティレベルを向上させつつ、国内外一貫した一層の物流円滑化を目指すものである。WCO(世界税関機構)が採択した SAFE「基準の枠組み」において AEO 制度の導入・構築の指針が定められている。

要があります。同プラットフォームでの公示項目には、税関業務担当者、通関申告期日や税関企業信用等級に加えて、税関の行政処罰を受けた企業やその時期・内容も含まれていることから、税関登記企業はこれまで以上に税関登記内容や税関業務の実施状況に注意を払う必要が生じます。また、行政処罰に関する情報の公示期間は5年間と定められており、1回の処罰がこの期間にわたって同プラットフォーム上で公示されることを認識しておく必要があります。81号公告による公示項目は以下の通りです。

項目	詳細
一、税関登記情報	中国語企業名称、法定代表者(責任者)、工商登記住所、税関登記コード、組織機構コード、初回税関登記日、登記税関、税関業務連絡担当者、行政区画、経済区画、経済類型、経営類別、業種、年度報告状況、税関抹消標識、税関申告期日
二、企業信用等級認定結果	企業信用等級と認定日、「認定企業証書」ステイタス(有効/無効)
三、行政処罰情報	企業名称、案件内容、税関行政処罰決定日、税関行政処罰決定書番号及び関連する行政処罰法律文書
四、高級認証企業リスト	中国語企業名称、税関登記コード、登記税関

3. 新しい税関企業信用等級への移行

税関の企業信用等級は、同暫定弁法及び関連公告の施行により従来の5段階から4段階に集約されます。旧管理弁法におけるAA類、A類、B類企業はそれぞれ自動的に高級認証、一般認証、一般信用企業へと移行されます。一方、C類、D類企業は同暫定弁法に従い、改めて税関企業信用等級の認定を受ける必要があります。また、企業は、税関が公示する企業信用情報に異議を呈することができますが、この場合は企業側が書面説明や証拠を提出する必要があります。

今回自動的に認証企業として認定されない企業は、将来認証企業認定を得るための申請に際し、申請書に後述の認定基準に従い行った自己評価報告書を添付して提出しなければなりません。また、今回移行の対象となった企業においても、高級認証企業に対しては3年毎に、一般認証企業に対しては不定期に、税関が再認定を行う旨が規定されていますので、等級を維持するための対応が必要です。よって、全ての税関登記企業に82号公告の認定基準を踏まえた社内体制の整備が求められます。

4. 新しい税関企業信用等級の認定基準

同暫定弁法及び関連公告における税関信用等級認定基準は、AEO認証制度の考え方を採り入れており、旧管理弁法における違反記録の有無や通関誤差率、通関業者³に対する代理申告通関申告書の数量等の手続き上の正確性や通関業務の規模に主眼を置いた基準のみならず、組織機構、輸出入業務、内部監査や情報システムのコントロール体制等に関する項目が大幅に追加され、税関登記企業の内部体制の整備状況を

³ 中国語原文は「報関企業」。なお、本文中の「非通関業者」の中国語原文は「非報関企業」である。

問う内容が目立ちます⁴。

また、従前の制度と比較可能な部分においては、認定基準の厳格化が目立ち、優良企業に対する優遇や管理の簡素化を進め、問題企業に対する管理を強化したいとの税関総署の意図がうかがえます。例えば、納付税額や納付罰則金を滞納した企業は、その金額にかかわらず失信企業の条件に合致することとなります。また、通関業者の場合、旧管理弁法下で AA 類または A 類企業となるためには前年度の取引規模に関する基準を満たす必要がありましたが、同暫定弁法ではこのような取引規模に関する基準がなく、これまで上位の等級認定を受けにくかった取引規模の比較的小さな税関登記企業にも、上位認定を受け、優遇を享受する機会が与えられています。

税関企業信用等級認定基準の新旧比較(一部抜粋)は以下の通りです。

旧:「企業分類管理弁法」(旧管理弁法)		新:「税関企業信用管理暫定弁法」(同暫定弁法)	
等級	主な基準	等級	主な基準
AA 類 企 業	<p><以下の全ての条件を満たすこと></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. A類管理の適用期間が1年以上 2. 前年度の輸出入通関誤差率が3%以内である 3. 税関検査を経て、税関管理、企業経営管理と貿易安全の要求に合致する 4. 毎年「経営管理状況報告」と会計事務所が発行した前年度の監査報告書を提出し、半期毎に「輸出入業務状況表」を提出する 5. 前年度に代理申告した輸出入通関申告書および輸出入届出リストの総量が、2万枚(中西部は5,000枚)以上(通関業者の場合) 	高級 認 証 企 業	<p><内部統制、財務状況、法令遵守、貿易安全、追加の基準に関連する32項目による加点方式で、100点満点中95点以上を獲得すること>以下、上記の法令遵守基準から一部を抜粋</p> <p>.....</p> <p>【法令遵守項目からの一部抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続2年、密輸犯罪、密輸行為がない ・(1度の違反行為にかかる罰金額に関する基準) <ul style="list-style-type: none"> - 非通関業者:連続1年、税関監督管理規定の違反による罰金額が3万元以上の行為がない - 通関業者:連続1年、税関監督管理規定の違反による罰金額が1万元以上の行為がない ・(罰金累計額、違反回数に関する基準) <ul style="list-style-type: none"> - 非通関業者:1年以内の税関監督管理規定の違反による罰金の累計総額が5万元以下、且つ、違反回数が5回以下或いは5回を超えるが前年度の輸出入関連証票総数の1,000分の1を超えない - 通関業者:1年以内の税関監督管理規定の違反回数が前年度の通関代理申告書及び輸出入届出リスト総数の10,000分の1を超えない、且つ、罰金の累計額が3万元以下 <p>【輸出入業務項目からの一部抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度或いは当年度に輸出入或いは輸出入関連サービスを実施 ・(通関誤差率に関する基準) <ul style="list-style-type: none"> - 通関業者:連続4四半期、四半期毎の通関誤差率が全国平均を超えない - 輸出入貨物荷受人、荷送人:連続4四半期、四半期毎の通関誤差率或いは委託先の通関申告企業の通関誤差率が全国平均を超えない - 物流業者:船積書類及び関連電子データの転送誤差率が全国平均を超えない ・2四半期連続で規範通関申告率が90%を超える ・前年度及び当年の通関手帳申告遅延が1回を超えない 等

⁴ 詳細は82号公告の添付“税関認証企業基準”を参照のこと。具体的な設問例を挙げれば、税関法律法規等関連管理規定の内部研修制度が整備されているか、内部監査の専門機構・ポジション或いは外部専門家による輸出入業務等に対する独立した内部監査を実施しているか、等がある。

旧:「企業分類管理弁法」(旧管理弁法)		新:「税関企業信用管理暫定弁法」(同暫定弁法)	
等級	主な基準	等級	主な基準
A 類 企 業	<p><以下の全ての条件を満たすこと></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. B類管理の適用期間が1年以上 2. 連続して1年以上、密輸罪、密輸行為がなく、税関の監督管理規定の違反行為がない 3. 連続して1年以上、知的財産権を侵害する貨物を輸出入したことによる税関の行政処罰を受けていない 4. 連続して1年以上、納付税額や納付罰則金の延滞がない 5. 前年度の輸出入総額が50万米ドル以上 6. 前年度の輸出入通関の申告誤差率が5%以内 7. 会計制度が完備し、業務記録が真実であり、整っている 8. 税関管理に主体的に協力し、各種税関手続きを速やかに行い、税関に対し提供する証票、証明書類が、真実で揃っていて有効である 9. 毎年「経営管理状況報告」を提出する 10. 規定に照らし、「輸出入企業の通関申告登録登記証書」の証書書換手続きと関連変更手続きを実施する 11. 商務、人民銀行、工商、税務、質検、外貨、監察等、行政管理部門と機構に、不良な記録がない 12. 前年度に代理申告した輸出入通関申告書および輸出入届出リストなどの総量が、3,000枚以上(通関業者の場合) 	一 般 認 証 企 業	<p><内部統制、財務状況、法令遵守、貿易安全、追加の基準に関連する29項目による加点方式で、100点満点中95点以上を獲得すること>以下、上記の法令遵守基準から一部を抜粋</p> <p>.....</p> <p>【法令遵守項目からの一部抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続2年、密輸犯罪、密輸行為がない ・(1度の違反行為にかかる罰金額に関する基準) <ul style="list-style-type: none"> - 非通関業者:1年以内の税関監督管理規定違反による罰金額が3万円超10万円以下の行為が1回を超えない - 通関業者:1年以内の税関監督管理規定違反による罰金額が1万円超3万円以下の行為が1回を超えない ・(罰金累計額、違反回数に関する基準) <ul style="list-style-type: none"> - 非通関業者:1年以内の税関監督管理規定違反による罰金の累計総額が10万円以下、且つ、違反回数が5回以下或いは5回を超えるが前年度の輸出入関連証票総数の1,000分の1を超えない - 通関業者:1年以内の税関監督管理規定違反の回数が前年度の通関代理申告書及び輸出入届出リスト総数の10,000分の3を超えない、且つ、罰金の累計額が5万円以下である <p>【輸出入業務項目からの一部抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度或いは当年度に輸出入或いは輸出入関連サービスを実施 ・(通関誤差率に関する基準) <ul style="list-style-type: none"> - 通関業者:連続4四半期、四半期毎の通関誤差率が全国平均を超えない - 輸出入貨物の荷受人、荷送人:連続4四半期、四半期毎の通関誤差率或いは委託先の通関申告企業の通関誤差率が全国平均を超えない - 物流業者:船積書類及び関連電子データの転送誤差率が全国平均を超えない ・2四半期連続で規範通関申告率が85%を超える ・前年度及び当年の通関手帳申告遅延が1回を超えない 等
B 類 企 業	<p><C類、D類企業の条件に該当せず、且つ以下条件の一つに合致すること></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録登記が初回である 2. 初回登録登記後、管理類別に調整が行われていない 3. AA類企業が原管理類別の適用条件に合致せず、かつA類管理類別の適用条件にも合致しない 4. A類企業で原管理類別の適用条件に合致しない 	一 般 信 用 企 業	<p><以下条件の一つに合致すること></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録登記が初回である 2. 認証企業、失信企業いずれの条件にも合致しない 3. 失信企業としての認定から1年が経過し、失信企業の条件に合致しなくなった
C 類 企 業	<p><以下条件の一つに合致すること></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 密輸行為があった 2. 1年以内に3回以上の税関監督管理規定の違反行為があり、且つ規則違反の回数が前年度の通関申告書および出入国届出リスト総数の 	信 用 喪 失	<p><以下条件の一つに合致すること></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 密輸犯罪または密輸行為があった 2. (罰金累計額、違反回数に関する基準) <ul style="list-style-type: none"> - 非通関業者:1年以内の税関監督管理規定の違反の回数が前年度の通関申告書および出入国届出リスト等総数の1,000分の1を超え、且つ、罰金額が10万円を超える税関監

旧:「企業分類管理弁法」(旧管理弁法)		新:「税関企業信用管理暫定弁法」(同暫定弁法)	
等級	主な基準	等級	主な基準
	1%を超える場合か、或いは1年以内に税関監督管理規定の違反による罰金の累計総額が100万元以上 3. 1年以内に2回、知的財産権を侵害した貨物を輸出入し、税関の行政処罰を受けた 4. 納付税額、納付罰則金を滞納し、その延滞金額が50万元以下 5. 前年度に代理申告した輸出入通関の誤差率が10%以上 6. 代理通関した貨物に密輸や税関の監督管理規定違反の疑いがあり、税関調査の受入を拒否する、或いは協力を拒否した 7. 通関業務への従事を税関から一時停止されている	企業	督管理規定の違反が2回以上、或いは、税関監督管理規定の違反による罰金の累計総額が100万元を超える - 通関業者:1年以内の税関監督管理規定の違反の回数が前年度の通関申告書および輸出入届出リスト総数の10,000分の5を超える、或いは、1年以内に税関監督管理規定の違反による罰金の累計総額が10万元を超える 3. 納付税額、納付罰則金を滞納した 4. 直近四半期の通関誤差率が同時期の全国平均の2倍以上 5. 実地検査を経て、企業の登記情報が真実でないことが確認され、企業と連絡が取れない 6. 法により、税関が通関業務への従事を一時停止している 7. 密輸、税関督管理規定違反に関する税関の調査に協力しない 8. 税関或いは他の企業を語り不当な利益を得た 9. 虚偽の行為により企業信用情報を捏造した 10. その他、税関が失信企業に認定する状況
D 類 企 業	<以下条件の一つに合致すること> 1. 密輸罪があった 2. 1年以内に2回以上の、密輸行為があった 3. 1年以内に3回以上の、知的財産権を侵害した貨物を輸出入し、税関の行政処罰を受けた 4. 納付税額、納付罰則金を滞納し、その延滞金額が50万元超		
(出典)2000年4月14日公布「税関公告」、2001年6月21日公布「税関総署、対外貿易経済合作部、国家経貿委、第5号公告」、2010年11月15日公布「企業分類管理弁法」(税関総署令第197号)、2008年12月1日施行「商務部、税関総署公告2008年第97号」ほか。		(出典)2014年10月8日公布「税関企業信用管理暫定弁法」、2014年11月18日公布「『税関認証企業基準』の公布に関する公告」ほか。抜粋部分以外の詳細は、82号公告を参照のこと。	

5. 信用等級別の管理措置

税関は、企業信用等級により、主に通関手続面及び加工貿易における保証金台帳制度面について異なる管理の原則、措置を適用します。信用等級が高い企業ほど税関検査率が低く、通関書類審査が簡素化される等の優遇措置が取られます。加えて、高級認証企業は、保証金台帳制度の適用免除、AEO相互承認相手国の税関による審査・検査の軽減等の優遇措置を享受することができます。一方、失信企業に対しては、高い税関検査率、通関書類の厳格な審査に加え加工貿易に対する厳格な監督管理が実施されますので、この点は従前の制度の考え方を踏襲したものとと言えます。

同暫定弁法における信用等級別の管理の原則、措置は以下の通りです。

信用等級	管理の原則、措置
高級認証企業	<p><一般認証企業に対する管理の原則、措置に加え、以下を適用する></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸出入貨物の商品分類、税関評価、原産地或いはその他の税関手続きが完了する前に、先行して通関手続きを行う 2. 税関が企業のための調整員を配置する 3. 加工貿易に従事する企業に対する保証金台帳制度を実行しない 4. AEO 相互承認国家或いは地域の税関が提供する通関利便措置
一般認証企業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相対的に低い税関検査率 2. 輸出入貨物書類審査の簡素化 3. 輸出入貨物の通関手続きを優先して行う 等
一般信用企業	該当の規定なし
失信企業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相対的に高い税関検査率 2. 輸出入貨物書類の重点的審査 3. 加工貿易等の経過の重点的な監督管理 等

同暫定弁法では、高級認証企業に対する保証金台帳制度の適用が免除される旨が明記されていますが、明確化されていない部分も残っています。従前の制度において保証金台帳制度の適用は、税関による企業分類及び加工貿易における取扱品目の分類の組み合わせにより決定されていましたが、同暫定弁法及び関連公告では取扱品目と管理措置との関係に言及していません。

また、一般認証企業、一般信用企業に対する保証金台帳制度の適用に関する記載がなく、従前の管理措置が旧管理弁法による企業分類をそのまま新しい税関企業信用等級に読み替えて適用されるか否かは明確ではありません。加えて、これまで D 類企業は新規の加工貿易を行うことができませんでしたが、同暫定弁法では失信企業の加工貿易について重点的な監督管理を行うことのみが規定されており、その監督措置の詳細も読み取ることが困難です。

6. 留意点

同暫定弁法の制定の意図として考えられるのは、優良企業に対する管理の簡素化及び問題企業に対する管理の厳格化を推進することによる管理の適正化です。同様に、税関による定期的な信用等級認定の再評価や企業自身による等級の変更申請がルール化され、税関登記企業はより適切な昇格のための対応をとることができる規定となっています。また、同プラットフォームが整備されれば、一般企業も容易に情報を得られる反面、自社に関する公示情報に注意を払う必要も生じます。よって、税関登記企業は、同暫定弁法及び関連公告の内容を踏まえた社内管理体制の整備を急ぐとともに、今後公示される税関企業信用情報及び関連の補充通達等の情報を適時に入手できるよう対策を講じる必要があります。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited